

第六回 参議院文部委員会會議錄第十号

昭和二十四年十一月三十日(水曜日)

委員の異動

本日委員高良とみ君辭任につき、その補欠として岩本月洲君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

(私立学校法案(内閣提出)衆議院送付)

午前十一時五十九分開会

○委員長(田中耕太郎君) これより本日の委員會を開会いたします。議案の第一、私立学校法案につきまして、前回に引続いて審議を継続いたします。前回一応私立学校法案各條に亘りまして審議を済ませたわけでありましたが、尙質疑が残つておる御発言があらますれば……………

○河野正夫君 條章はちよつと見当りませんけれども、私立大学審議會若しくは私立学校審議會の構成員の中で、私立学校の団体、私学振興を目的とする団体の規定がございましたが、その学校の数の三分の二、或いは生徒数の三分の二を持つ団体があるときは、ということがあつたのでありますけれども、こういう団体が、形の上では成程この法文通りに出来ておりましたも、運営が極めて民主的でないというようなどきにも、尙この法文通りに、一種の委員の推薦権を認めるといふことは、やや不合理じやないかと思ひます。この意味で、この民主的に組織されていなければならぬと思うのですけれども、その点について何らの規定

第八部 文部委員會會議錄第十号

昭和二十四年十一月三十日【参議院】

がないのは、どういふ氣持からそうなつてゐるのかといふことを承りたいのであります。と申しますのは、今立派な私学総連といふ団体がございますけれども、この私学総連の運営について私は詳しくも存じておりませんし、批評する力もないわけでありますが、世上ちよつと取沙汰されておるところによると、その役員が民主的に、その属してゐる大衆の投票によつて選ばれて来てゐない。多くの場合に推薦といふやうな形で役員が選ばれてゐるということを知つております。尤もあらゆる団体が必ずしも一般投票によつて役員を選出しなければならぬといふ論議は成立しないし、又そうでない場合でも立派に民主的な運営ができるということは、私も認めるのですけれども、世上そういう論議もある折から、そういう点についてできるだけ民主的な構成と運営ができるだけの団体が認められる方が望ましいと思つております。その点について、御配慮如何であるか、承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤吉君) 御指摘の点、誠に御尤もなことでございますが、私共としましては、この法案の期してあります大前提に、先ず私立学校自体を大きく信用して掛かつてゐるという点、それから先ず最初に出来上るであろう、その審議會に多くのものを期待してございまして、そこらの運営の上から、只今御指摘のような点に満足するの行かうな形を、是非見出して頂きたいと念願してゐるのであります。

て、現在の私学団体連合会についての問題につきましては、こうしたものが出来上ると同時に、只今御指摘のような個々の問題について十分な検討もできようし、又そうしたことができれば、あうことを期待してゐるのでございます。

○河野正夫君 例へば、昨日も話がありました、助成金等の交付の際に、仮にそういう団体の議を経る、或いはもとよりこれは審議會の議を経るというお話でありましたが、団体の手を何らかの意味で煩わすといふことがある場合、又団体自身が望むやうな場合には、その団体の構成と運営が民主的でないからどうも困る。もう少し民主的にして貰いたいといふやうな條件は当局の方でもできると思ひますが、そういうやうな面においても、本當に民主的な構成と運営ができるように配慮をする用意があるかどうか、一応承つて置きたい。

○政府委員(久保田藤吉君) 只今お答えいたしました趣旨によりまして、できるだけこの審議會を通して、そうした意味のことをやつて頂けるやうな配慮になつて行きたいと考えてゐる次第であります。

○堀越健郎君 第三十條の第三項であります、法人解散の場合の残余財産の歸属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるやうにしなければならぬといふことになつてゐるが、この教育事業と

いうことは、学校その他の教育施設を行う者の意味でありますか。或いは学校の教育に關係する、例へば教師のやうな者でも含まれますか。

○政府委員(久保田藤吉君) ここに申します教育の意味は、いわゆる学校教育という程狭くはない、或程度拡張した意味で教育と申したのであります。が、その教育に従う者を排除すると又一方解釈するやうな意味でもありません。

○堀越健郎君 それじゃ教師という者も含まれますか。

○政府委員(久保田藤吉君) 教師といふ個人は含まれません。

○堀越健郎君 含まれない……………。そうすると、その法人に關係のない、他の法人に關係してゐるやうな人でもよろしいのでありますか。

○政府委員(久保田藤吉君) 成るだけ教育の關係、歸属させます財産が教育關係の者に広く含まれるといふ意味は持つておるのでありますから、教育を事業の主体にしてゐる、そうした意味の者は含み得るものと解釈いたしております。

○堀越健郎君 こういうやうな場合には……………一つの例であります、個人が全財産を抛つて教育施設を行い、それを設立するといふ場合に、何らかの事情によつて、その法人を解散しなければならぬといふやうな場合に、個人が全財産を抛つたといふやうな場合、その人に入居する途がないのであります。歸属するやうなことはできないの

でありますか。

○政府委員(久保田藤吉君) 特にこういうことを規定しました精神は、そうした場合も一応その人に歸属させないといふことを建前にした規定でございます。

○河野正夫君 今逐條審議の質問の段階ですが、今一応打切つて、その衆議院から送付されてゐる本審議とすれば、衆議院における修正部分について検討しなければならぬかと思ふ。その上に一応して頂きたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) 河野君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それでは衆議院送付の修正諸点を問題にいたします。

○河野正夫君 これは衆議院から送付されておるので衆議院の修正ですか、政府委員の説明というのもおかしなものでありまして、衆議院の方での論議も聞いておられたのであります。よし、一応衆議院はどういう意思で修正したかといふことを、政府委員の方からも御説明願ひたいと思ひます。乃至は専門員でもよろしくござい

ます。

○小野光洋君 その問題については、政府はこれを衆議院の修正を承認したのでございませうか。承認したとすれば、政府が答弁することは差支ないと思ひます。

○政府委員(久保田藤吉君) この修正の全体の考へ方を御説明申し上げたいと

ありまして、これを全部拾い出すことは、できないことではありませんが、ここに申し上げておきます処分的な関係でございませんで、この第五條が私立学校の自主性云々に關して考えられる問題では、問題にならないものが残るのだと了解いたしておるのであります。

○小野光洋君 併しそれはその條項目として問題にならないのですけれども、第五條の第二号に「法令の規定に基く所轄庁の命令に違反したとき」という閉鎖命令の前提があるから、結局それは極めて重要になるのです。それでお伺いするわけなのです。例示ではちよつと承知いたしかねることになるのです。

○政府委員(久保田藤吉君) 第五條によつてその自主性がどうなるかといつたような点を論点にして、この権限の問題があるべきだと思つておられますが、その結果残つて来ます關係のものは、只今例示申上げましたような種類の性質のもので、学校自体の自主性を害なうとか、そのために特別な措置を考へなければならぬといつたような種類の規定が残るものではございませんで、所轄庁の命令に違反したといつたようなことによつて、直ちに云々といつたような措置を考へなければならぬ問題ではないと考へておるのでございします。

○委員(長田中耕太郎君) 別に衆議院送付の修正案につきまして御発言ございませつか。ございませつか。尙一般的問題につきまして御発言があれは、この際お願いしします。

○河野正夫君 この法案は、内容を今申上げるのじやないのですけれども、可なり立法技術的に考へても不完全

な点が多々あると思つておられるので、これらについて、成るべく早い機会に、部分的修正を施す意思があるかどうか、もとよりこの法案が成立したと仮定して、その後の機会に修正を施す用意があるかどうかを承つて置きたいのであります。昨日来いろう／＼問題にしましたのですけれども、例えば委員長が提示された第三十七條の問題。第三十七條の「寄附行為をもつてその代表権を制限することが出来る。」というところは、御説明によると内部に對するものではないかといふお話でしたが、「理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。」といふのは、内部にじやなくて對外的な意味を持つておると思ふ。その後になういふものを附加して、理事が外部に對して包括的な代表権を持つておることについて、却つて制限することが出来るという不可能事を書いてあるように見えるのですが、これは本来言ふならば、時間があるならば、当然修正をしなければならぬ点だと思つております。

戦後派の法律は極めて法文におかしなものが多い。従つて誤解を生み易い。それから他の法律との関連において整備を欠くもの、そういう点があるのではありません。特に文部省は國語審議會を以て、日本の國語のよりよき発展といふことを考へておる筈であります。法律用語は、これはやはり新聞に謳われ、人々の議論に上つて、相當に國語の美しさ、純粹さといふものに影響を與えて来ると思ひます。概念の明確さといふ意味から言へば、学校教育の面から言つて、非常に重要な問題を持つておる、そういう点について法律と法律をよく勉強して、今後明確な法律を作る用意があるかどうか承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤吉君) 第三十七條の代表権の制限の問題。第六十二條の認可取消の形でなくて、解散の形で行なつております部分について、これはこの立法をいたしますについての過程としての論議は、申せば幾らでもこの議論の仕方があると思へますけれども、むしろ明瞭を欠き、却つて又疑義があるといつたようなこと、只今御指摘の日本語としての、國語としての建前から、検討がもつと十分に全体としてなされたかどうかといふ御説明は全く同感でありまして、できるだけ早い機会に御趣旨に副いますように、特に只今の二点につきまして、そつた意味の研究を十分にいたしたいと考へております。

○岩間正男君 その点を確認して置きたいのですが、そうすると何ですか、文部省は法律的不完全なところを自分で認めておいても、どうしても早く通さなければならぬ、こういうことに

なるわけですが、こういう点は確認して置きたい。立法措置に對して重要な問題ですから……。そういう不完全だといふ情勢もあるかも知れないけれども、その点今後、文部省ならず、諸官庁において、そういう態度で立法院の段階において正しいと確信するものでなくちや通せないといふ考へておる、どうですかその点。今の点に食違ひがあると思つたので、今後のため念のために承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤吉君) 只今御指摘の点は、我々がこの法案は誠に不完全でございしますといふのを確認したかといふことだと伺つたのであります。が、私共として頂くには十分であるといふ程度の確信で以て参つております。たゞ／＼特別のことについて特殊の御意見を伺つて、「特殊じやないよ」と呼ぶ者あり、成程といふ意味で、私共が研究をお約束申上げたいといふように御了解頂きたいと思ひます。

○岩間正男君 とにかく現在において不完全だといふことを指摘されて、それを文部省は認めた。速記録を見れば分るのだが、認めたでしよう。認めた形において通す、こういうことがいいかどうかといふ問題なんです。これはどうしても文部省は認めないと頑張り、文部省の立場ははつきりするけれども、一応認めて、而もそのうちに御期待に副いたと言ひながら通す態度。この点については單に文部委員会だけではなくて、あらゆる立法措置について大きな問題を決定すると思ふ。

この点はどうなんですか。はつきりした態度を承つて置きたい。

○政府委員(久保田藤吉君) 飽くまで私共はこの法案が不完全でございしますといふことを申したつもりはございませんで、一応私共は通すといふことについて、これは十分であると考へて来たのであります。が、只今いろいろ／＼な意味で御指摘を頂いたことについて研究をしろ、そういう用意があるかとおつしやつたとして了解いたしました、仮に不完全なる場合を研究の結果認めました場合には、早急に修正の手配をいたしますとお答えしたつもりであります。

○若木勝藏君 もう十二時半を過ぎておりますし、衆議院の修正の点も承つたのでありますから、この辺で一旦休憩して飯にしたらどうか、こういうふうにお思ひます。

○鈴木憲一君 先日教育委員会の審議の際の証人喚問のことがまだ報告になつておりませんが、あれはどうなりましたでしょうか、それが一つ。

もう一つは、前国会から今国会の間、引続き休会中に継続審査をやつておりました際に、非常に大きな問題となりまして尾瀬沼のダム事件で進行しておりますが、あれが最近非常な勢で進行しておりますに國會が非常に土壇場に入つて来た際に、厚生省や文部省、安本或いは通産省、日本発送電、建設省といふようなものが組みまして、一挙にこれをやつてしまおうといふ氣配があるがごとくに感ぜられるのであります。そういう際に、我々は世界的な文化財としての尾瀬沼の問題を何とかここでしなければならぬ。休会中までわざわざ取上げてこの委員会がやつた問題

を、こういう際に一言の文句も入れずに、うやむやに葬られて地下に沈められてしまふということは一大問題だと私は考える。でありますから、幸い会期も延長しましたので、この辺で何か適当の措置を講ずべく、文部委員会は手を打つ必要があるのではないかと、うことを私は痛感いたしますので、皆さんにお諮りする次第であります。

〔賛成〕と呼ぶ者あり
○河野正夫君 鈴木君の動議と言いますか、結構だと思ひますが、若木君がお話しになつた時間が来たということとでなく、この私立学校法案の質疑はこれで一応終結をしたものとして、次に討論の段階に入つたときに、恐らく或る種の修正乃至は一種の決議的な何かをしたというふうな意向の委員もあります。それ故にそういう成案を作る必要もありますので、ここで私立学校法は一応質疑を終結して頂いて、休憩時間中にそういう今の問題などを用意する。それから鈴木君の動議を、一応討論を終結した上で、二点だけについてお諮りを願ふことは結構だと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) 鈴木君の動議は如何でございますか。
〔賛成〕と呼ぶ者あり
○鈴木憲一君 何かの形で、この会期中に取上げて頂きたいと思ひます。
○委員長(田中耕太郎君) それから北沢新次郎君の証人喚問の件は、差支があつて出て来られないということですから御了承願ひたいと思ひます。
それでは委員会はこの程度で休憩いたしまして……
○小野光洋君 実は今のは質疑を終了して次は討論に入るということを前提として、そういう動議を出されたのですか。
○委員長(田中耕太郎君) それでは質疑はこれで以て終了したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。それでは質疑は終了いたしました。

午後一時半から再会いたします。
午後零時四十一分休憩
午後一時五十二分開会
○委員長(田中耕太郎君) それでは休憩前に引続きまして會議を続行いたします。私立学校法案の審議につきましまして質疑を終了いたしましたので、これより討論に入ります。御意見の御ありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
○岩間正男君 丁度この法案の審議が始まりましたとき、予算の審議が非常に行はれておりましたので、これと並行しておつたものでありますから、私

は残念ながらこの法案の審議に参加することができなかつたのでございます。今日そういうような立場から少し時間を頂きまして、我々の態度を明らかにいたしたいと思ふのであります。

先ず総括的に申し上げますと、日本共產党はこの法案に対してこれは反対します。我が国の長い文部行政、学校行政の中、振返つて見ますと、今まで私学の果して来た任務というものは、これは非常に重要なものがあつたということが言えます。私学はその特色を飽くまで明らかにして、そして自主的に運営し、そこに官学で見られなかつたところの幾多の功績は、これを認めなければならぬと思ふのであります。併し終戦後の様子をみますと、これらの日本の一つの教育体系の中にありますところの私学の任務が十分果されなような段階に來ておる。それは言うまでもなく終戦後物凄く我が國を襲いましたところのインフレーションであります。この経済的な條件がいろいろ面からしまして、十分にその機能を發揮させることができない。又戦災によつて受けた校舎の損害、こういうようなことの償ひのために、非常に多くの苦しみを感じて来たということができると思ふのであります。現在我々の情報として手にしますものをみますと、全国私学総連の大体の調査のようでありまして、中小学校の中の約二割が、殆んどこれは企業倒れになつておる。又地方においても、もうこれ以上学校を継続することができないというので、生徒共身売をして、という学校も出ておる。廃校した学校も相当ある。例えば静岡県

では、二十九校のうち六校がすでに廃校になつておる。福岡では四十三校のうち五校、東京では二百六十校のうち四校、鹿児島県では十二校のうち七校、こういうような全国至るところに例が出ておるのであります。又杉並区の敷島高校では、二月初旬から日本第二学院へ校舎、敷地、学生二百五十五名も同時に、二百万円で身売したというやうな痛ましい様子も出ておるのであります。結局こういうやうなところ

に陥つておる。又一方から言いますと、学生生活はどうかと言いますと、学生の生活はこれは非常に困難に遭遇しておるということは言えます。昔の学生の層と現在の学生の層を對比して考へて見ると、今昔の感に堪えないということができると思ひます。殆んど現在におきましては、学生の全体の七〇〇ぐらいの者がアルバイト生活に追込まれておるのであります。而も最近の状況下におきましては、もつとその率が増加して、中には九〇〇ぐらいがアルバイト生活に追込まれておるという状態でありまして、その一、二の例を挙げますと、早稲田大学であります。が、九月十五日で第二学期が始まつたのですが、授業料の三千円がなかなか納められないで、そのために三割ぐらゐの、今年になつてから退学者が出ておるというやうなことがあります。日本大学におきましては現在四割ぐらゐの滞納学生がある。紅陵大学では十一月二十五日現在で滞納者が八百九十六人、これは全学生二千四百名に対して約四割近くでありまして、これらの者を除籍せざるを得ないという現況に陥つておる。又授業料は学園経営の面から考へまして、どうしても私立におい

ては増加せざるを得ない。大体最高が年額一萬七千円でありまして、こういうやうな状態でありまして、これを国立大学の三千六百円と比べると、その負担の強化というものは著しいものがあるものであります。こういうやうなふうにより、いろいろ実相が示しておる。十分に果されない、その大きな原因というものは経済的な原因なのであります。こういうところにこの度私学法案というものが提出されるのであります。この法案を我々今まで検討して参つたのであります。何と言ひましても、この法案の最も中心的な性格は、こういうやうな苦しい経済的な現実のうちで、私学に対するところの貸付金を與える、或いはこれに対する免税の処置を取る。これら法的措置をする。こういうことが、表面の建前になつておりますけれども、併しそれはそれだけで終らないで、その後には大きな拘束規定がある。つまり今後これに対する文部大臣並びに都道府県知事の私学に対するところの支配権というものが強化されて来る。そして命令に違反した場合には、閉鎖或いは解散を命ずる、この條項はこれは非常に重大な意味を持つものであるということに、我々は考へざるを得ないのであります。例えば苦しく一本の蠟にも縋るといふやうな状態に陥つておるところの、この私学に対して、今年度の補正予算において一億二千萬円程度の貸付金を、来年度におきまして二億七千万円程度の貸付金を、これは全体の私学の数から見ますときには、実に寥々たるところの金額と言わなければならぬ。こんなもので私学は絶対

復興されると思わない。併しなら、而も私学におきましては、そういうような金をさえ期待しなければならぬ。そこへ持つて来て今申しました貸付金は、未だ目の前にぶら下つた餌の餌を元にしまして、その後からは官僚的な文部行政の大きな支配権をここで復活させようという意図を、我々は読まざるを得ない。ここにこの法案の大きな性格があるということを、我々は残念乍ら指摘せざるを得ないのであります。而もこれがこのような案が、この時代の反動的な空気の、殊に吉田内閣によつて現在強行されておりますところの勤労者の生活圧迫、更に貿易政策、これらとの連関におきまして、人民の自由が非常に奪われようとしておる。このような中に本法案が出されるということは、大きな特徴的なものであるということを、我々は指摘せざるを得ないのであります。私はこれを體驗を以て今まで感じて来た。日本のいろいろな学校の動きの中に、教育界の動きの中に、私達は二十何年間生きて参りました。殊にもあの満洲事変、昭和七年に満洲事変に行かれまして、あの前世紀的の学園に対峙するところの圧迫ということ、私達は忘れることはできない。そう申しておる私自身もその一人の犠牲者である。當時は学園の自治性というもの、それが以前におきましては相当重んじられ、学園は学園の自己責任において、その機能を發揮して来たのでありますけれども、あのファッシズムのさ中におきましては、いろいろな形において学園の自由が弾圧され、思想が

圧迫され、京大の龍川事件のごときは到底忘れることはできない。あの事件の直後におきましては成城学園におきまして、あの自由教育に対するところの大弾圧のごときは、私自身もその一人の犠牲者として、あの中を自由を護るための闘いを続けたために、申すところ、誠に誠意を盡したという體驗を持っておりますので、非常に時代の空気が反動に流れておるさ中におきまして、このような法案が提出されるということが、性格を私は忘れることができない。何故にこの種の課程の助成金によつて、最も学園の根幹的な使命をなすところのこの自由が、このような形で文部大臣或いは知事によつて強化されなければならないかという理由の発見に私は苦しむのであります。そういうような意味から考へまして、どうして私はこの法案に賛成することはできないのであります。

政府は十分ここで考へて見なくちやならない。私が冒頭に申述べましたような、学園の経済的な困難、並びに学生生活の崩壊的な事実、このまで落としたのは何であるか、この根源について我々は振返つて見なければならぬ。つまり文部省を代表機関とするところの政府の文教政策が極めて貧困であつたということ、そして單に私学は自分の責任においてやるのだという形式的な名目におきまして、全面的に終戦後の経済政策の悪化の波に煽られておつた。これに對して援助の手を差向けなかつた。差向けたとしても突にそれは窮乏たる形で、問題にならないという形で進められて来た。ここに今までの文部政策の無能を私達は指摘せざるを得ないのであります。だからして先程も申しましたように、今私学は溺れる者は藁をも掴むという状態に來ておるのであります。そしてこの問題を徹底的に解決する方向に努力するのは当然の任務であるのに対して、それを表面のそれに対する補助助成ということを一つの理由に掲げまして、その後から大きな支配強化の手を延ばそうとしておる。この政策は私達はこのではつきり銘記して置かなければならないと思つておる。だから私は日本の長いと申しまして、或いは時代の反動の中では直に實現するかも知れないところの、こういうような危険性を持つておるところの、このやり方に対しては、もつと見通しのある基本的な立場に立つて、この問題を我々ははつきり今から肚を据えて処置して置かなければならない。恐らくこの支配権というものが、監督権といふものがどのように使われるかといふ、私学の自主性がこれによつてどのようにこれは圧迫されるか。又先程も申しましたような、こういう思想反動の時代におきまして、この法案はどのようにしても悪用することができ。そしてそのために学園の自由、生徒達の民主化に対する一つの情熱、自主性、こういうものが奪われるとしたら、突にこれは重大なる問題と私は言わなければならぬのであります。その例は單に教育法案の狭い枠内だけで我々はものを考へることはできない。もつと少くとも日本の政治に關與しておる者の立場から考へましたならば、もつと大きな問題とも關連して、視野を拡大して考へなければならぬ。と言いますのは、例えば労働基準法は世界でも法律そのものとしては優秀だと

いうことを言われておる。併しながらその結果はどのような形で實施されておるかというのを考へて見れば明らかであります。又人事院を作つて、人事院におきましては、これは当然公務員のいろいろな拘束規定を與えておる。併しながら人事院そのものは同時に公務員の待遇を完全にこれと併行させるというところを前提としなければ存在しないわけでもあります。然るに今日あの人件院そのものも、どのようにこれは運営されておるかということを我々は見れば分るのであります。つまり何ら現在の窮迫した労働者の生活を本當に支えて、保証するに足るだけの措置をしない。政府は人事院の勧告が仮にあつたとしても、財源的に措置がないからこれは出来ないといふことを言つておる。而も一方においては公務員のいろいろな労働運動の制限をやつておる。つまりその法案の、或る一部分だけを自分に都合のいいだけ、支配階級の都合のいい部分だけ取上げて、他のこれと当然並行しなければならぬ部分においては、これを等閑に付すというやり方をしておる。この私学法案はそういう意味において、私学といふものは正にこれに相似た面があります。私学の助成の面、経済的な面に關連する面を持つて、それと並行して當然それとの連関において、法的な拘束規定、監督権、命令権を持つというようなことを言つておるのであります。併し若しもそのような監督権を本當に認めらば、当然これは私学に對してもつとつと大きな、本當に裏付けするに足るところの、突のある援助をなさなければならぬ筈であります。然る

に先程申しましたように、突にこれは二階から目録程度の補助しかしてない。ここに私は先程申しました労働基準法並びに人事院の現在の運行状態と連関して、この私学法を論ぜざるを得ない。残念ながら論ぜざるを得ない。こういうのが日本の現状であります。こういう点を我々ははつきり見なければならぬ。子供が今苦しい、餓えてゐるから物が欲しい。併しその物を與えることによつて、それは子供の将来の健康に大きな影響があるという場合ににおいては、先の見通しのある親は子供にその物を與えない。そのような意味におきまして、この私学法案そのものの持つております性格を、私達は非常にこれは危険であると思ふ。この点から私達はむしろ私学そのものの発展のために、これに反對せざるを得ないのであります。

若し貸付をやるとか、免税をすることかといふことならば、何もこの法案を我々は煩わす必要がない。別な法的措置で十分やることが出来る。できるに拘らず、監督権並びに官僚支配権をこれを並行させて、のつびきならないところに迫込んでしまつた。そしてそのような形において、このような法案を飽くまでも押付けて来たといふところの文部行政に對して、我々は飽くまでも反對せざるを得ないのであります。

これは今までの過程を見れば分る。この法案が作られ、そして今国会に提出されるまでの経緯を見れば余りにも明らかである。この点については私は余り詳しく触れませんが、ここにいられる方々は、この事情については十分にこれは御了承なさるところ

だと思ふのです。私学協会が決して本心からこの法案に対して賛成されてゐるのではない。このような一つの拘束規定、このような支配権に対しては、飽くまでも私学の本質としては反対するだらうと思ふ。併しそれを十分に採入れなかつた。採入れなかつたところに文部省の一つのトリックがある。ここに我々は文部省そのものの態度、そしてこのような最近の傾向、これは外の法案なんかも連関しまして、著しく出て来ておりますところの文部行政に対して、やはり断乎として反対せざるを得ないのであります。これは私学総連などの責任ではなくて、文部省自体の、文部大臣自身の一つの高い見識、日本の将来、日本の文教の在り方、そういうものから当然現在におきましては、飽くまでもそれを守り抜くといふところの、高い決意に係つて来なくちやならない。従つてこの事實は歴史がはつきり証明するといふことになると思ふ。我々はこのような歴史の方向に逆に歯車を廻すようなやり方に対しては、賛成することができないのであります。

またいろ／＼な問題については、私立大学の審議会とか、私立学校の審議会がある。ここで十分に諮られるのではないかという説明もあり得るかと思ひます。併しこの審議会そのものを見ますと、これは諮問機関に過ぎない。決議機関ではない。このような決議権を持たないところの機関、こういうものがどのような役割を実際の運用上においてなされるかということは、教育委員会そのものはまあ決議権を持つておるのでありますが、もつとあれがはつきりした形で財政権まで持つておられ

ば、もつと／＼これは機能を実することのできるものでありますけれども、それと丁度似たような関係になると思ふのであります。どうしてもこういうようなものは浮かされてしまふ。そうして現実に対して大きな力を持ち得ない。或る場合には申訳的な機関になり、或る場合には申訳的な機関になり、役割を果すといふようなことが考えられるのであります。

更にこの法案の審議過程を考えますときに、私はもつと／＼民主的な手が打たれるべきぢやなかつたかといふふうに考えます。一番大きな問題はやはり教職員、更に学生、こういう人達の意見が十分に反映されて欲しかつた。この法案は審議されて欲しかつたといふふうを考えます。何故ならば新しい教育を我々は口にするだけではなく、それを本當に打立てよう、実のあるものにしようと思ふならば、当然これは教員、学生という者は学園構成の大きな要素であります。三大要素のうちの一つは教員、学生という者であります。従つてこれらの人の意見が今後の学園の運営の中に十分民主的に反映されるというところは、絶対に望ましいことである。ところがこれに対するところのいろ／＼な意見、反対意見のようなものがあったのであります。賛成意見もあつたかも知れない。併しいずれにしても、これらの意見といふものを、十分にこの法案成立までの過程においてこれを取上げて、そうしてその意見を反映させて、これについて我々委員の見識によつてこれを取捨選択するといふことが十分できたのであるにも拘わらず、これは本委員会なんかでは時間の関係もあつたでし

う。こういう関係からして、これが十分になされなかつた。こういう点につきまして、つまり立法措置としまして一公聴会が持たれたのでありますけれども、十分にこれを運営するところの時間がなかつたといふ点もあらうと思われまふけれども、こういう措置的に不完全なところを私は考えざるを得ない。今日この法案に対しては相當反対の意見が強まつてゐる。これに対するいろ／＼な運動も起つておることを私は知つておるのであります。例えば全学連、私立学校法対策全国協議会、関東私立大学教授協議会、全国大学教授連合、日本学術会議、これらの団体におきましては、この法案はやはり現在の状態においてはむしろ拘束する面が多くて得るところが少いといふ点から、これに対して全面的に反対しておるのであります。このような意見が今後とも十分に採入れられて、そしてこれらの意見に対して十分に我々は耳を藉すならば、そうして又日本の今後の文教政策というものを本當に人民のものにし、そして立派なものに位置付けるといふ覚悟を有するならば、このような法案に対して私は賛成できないのぢやないかといふふうに思ふのであります。以上申述べまして私並びに日本共産党の私立学校法案に対する反対意見といたします。

○委員長(田中耕太郎君) 別に御発言はございませんか。

○小野光洋君 私は本案に賛成の意を表するものであります。

私立学校は元来私人が抱懐する教育的な理想を実現するためにこれを設置し、又その理想に同調する父兄或いは生徒、児童がその学校に入学し

て、その理想の下に教育を受ける、こういうことが私立学校としての正しい在り方でありまして、従つて私人がその持つところの理想のために、飽くまでも奮闘努力して、その教育的理想を実現するために或いは財的な支出もするだらうし、或いは又これに賛成する多くの入達が同様の苦心もその学校経営に捧げて行くといふことは当然であります。従つて公立学校が一般国民の負担によつて、国家或いは公共団体の意思に従つて行ふところの教育とは、全くその趣を異にするのであります。従つてかような立場から考えますならば、私立学校は元来国家或いは地方公共団体からは、全くノ・イ・タッチ、ノ・コントロールの建前で行かなければならぬことは明らかであります。併し日本の私立学校は終戦前におきましては、遺憾ながらいふやうな官僚統制の極めて厳格な枠の中に、むしろ国家或いは公共団体が公費を以て支出し、又みづからの意思によつて設置経営する学校より以上に、私立学校の方が厳格に監督され、統制せられておつた筋もあつたのであります。従つてさうな時代におきましては、私立学校が十分に本来の独自の使命を果し、且つ又英米各国等において見られるように、本當の教育は私学においてなされる、立派な設備と立派な人材を集めて教育を推進するといふ機関は公立よりもむしろ私立学校にあるといふやうな、そういう国々の状態とは全く異なつた様相を呈しておつたといふことは、日本教育のために誠に遺憾であつたのであります。然るに終戦後におきまして、か

から、尙教育基本法はこれは教育の根本的な理念として、特に教育の自由を尊重したものでありますから問題外といつたしましても、私立学校においては学校教育法の中におきまして、無用と思はれる統制の法規が、監督の法規が相当沢山盛られておつたのであります。従つて終戦前に比べますと、遙かに自由になつたことは言うまでもないのであります。従つて私立学校は終戦後において、教育基本法及び学校教育法の枠内において、或る程度終戦前よりもその運営が自由になつたといふことは明らかであります。併しかように自由に相成りましたが、尙戦前と戦後におきましての私立学校の置かれたところの社会的な環境は非常に悪くなつておるのであります。即ち悪性のインフレーション或いは又戦災によつて私立学校の約三分の一は、その設備その他を滅失しておるのであります。終戦後教育刷新の重大なる使命を果すに最もふさわしい性格を持つたところの私立学校が、かような面において非常に苦境に陥つておつた。従つて新憲法による第一国会以来と申しますよりも、旧憲法による最後の国会におきましては、私学振興という問題が国家又は公共団体から財的の支援をなされなければならぬではないかといふ叫びが相當強く起つておつたのであります。従つて国会におきましては、私学振興決議案とか、或いは又私立学校に対する金融機関の設置の決議案とか、或いは又さういつた決議案に相成りませんでも、文部委員会、或いは本会議或いは予算委員会等を通じまして、私立学校に対する助成の必要は相當力説せられて参つたのであります。

が、併した新憲法におきましては、第八十九條におきまして、特に公の支配を受けておらない教育団体或いは宗教団体、慈善団体等に対しては、財的の支援をしてはならぬというような規定の解釈が、私立学校にも及ぶか及ばないか明確な断定の下されたわけではありませんが、その点が極めて曖昧であつたために、文部当局はいつもこの問題を具体化する上において、この解釈が重大な支障になつておつたことは明らかな事実であります。私立学校は先程申しましたように、元来ノー・タツチ、ノー・コントロールということを標榜するものでありますけれども、併し現実の極めて苦難な環境におきましては、何らかの支援をこれに與えなかつたならば、戦災した私学は復興することができず、その他の私学においても経営難に陥つて、六三三というような新しい教育刷新の制度が行われるといふとしても、これに則するところの充足した教育を行うことができないのみならず、積極的にさような措置が講ぜられないだけでなく、消極的には現状の維持も困難であります。すでに中学、高等学校等の中におきましては、二割以上の私学の線から脱落した学校があるというやうな状態になつて参つたのであります。そこで全国の私立学校は一面におきましては、その自主性を飽くまでも阻害しない程度において、この憲法解釈の問題を極めて合理的に解決しなければならぬという立場に立つたのであります。本問題に關しましては、特に田中委員長は当時新憲法が審議せらるる過程において、明らかに私立学校は教育一般法規において相當のコントロールを受けておる。從

つて助成の対象になり得る。憲法第八十九條の私立学校に助成することは、何らこれを阻却するものではないといふ意見を持ち、又さような意味において憲法が制定せられたのであります。併しそれから後の解釈がどうか曖昧になり、この問題についての帰着点が今まで與えられなかつたのであります。従つて全国の私立学校はかような点において明確な解釈を下し、私学の窮状を打開するやうな方法を探るべきだといふことを要望いたして参つたのであります。それが先程述べましたいは教育振興法の設定の運動となり、或いは又その他の金融措置が、本院におきまして決議案としてこれが採択されるというやうなことも相成つたのであります。そこで私立学校、私学総連合会及び文部当局は、この問題について解決に苦心いたしまして、すでに過去二ヶ年間に、いわゆる私立学校の根本法規、ノー・タツチ、ノー・コントロールの線と、他の一面におきましては、憲法第八十九條の解釈とをどうマツチせしめ、どこに線を引くかという点について研究努力をいたして参つたのであります。かような観点から見ますと、本私立学校法は、ノー・タツチ、ノー・コントロールの線から考へますと聊か私学の監督事項が全く拂拭せられて、その独自性を十分發揮するに足るものとは言えないかも知れません。併し本法案におきましては、主としてこの問題を第五十九條に集め、その他の一般法におきましては、独自性を奪ふと同時に、他の一面においては私学も国民教育の、又国家刷新の重大な文化の母体となるという意味

において、その公共性を保持する、この二つの点が第五十九條以外の部分において規定せられておるのであります。私共は私立学校の立場から、敢て第五十九條というやうな條項を求めなくして、その上で国家の助成も要求いたしたかつたのであります。又その他の部分におきましても、監督がましいやうな條項は全部拂拭いたすことを衷心希望いたしたのであります。併し現在の日本の現状におきましては、そこまで私立学校の運営を完全自主に委ねてしまふといふことにおきましては、皆さん方も相當議論の存するところであらうと思つておられます。従つてかやうな程度の、本法案に定められた程度における国家行政面との接觸の調節といふことは、実に止むを得ないことではないかと思つておられます。従つて本法案が私学永遠の法規として動かすべからざるものなどということを私共は思つておりません。絶対理想の案であると思つておりません。併し現状におきましては止むを得ない案である、この程度で満足すべきであると思つておるのであります。併しながら本法案が当委員会において審議せられておる過程におきましても明らかにせられておりますように、法文の整理、或いは又個々の解釈の問題、その他において遺憾の点が相当あります。又私学の自主性と行政機関との接觸面において、諮問機関としての私学審議会或いは又私立大学審議会等を置き、その性格が諮問機関たるの性格を持ちながら、これの運用面において決定機関である、或いは決定機関に等しいやうな力強いものにするという点に曖昧の点があることは事実であります。

併し文部当局のしばしの言明によつて、我々の憂ふるやうな事実は今後絶対に起らないだらうと私は確信するものであります。又さようなことを来たすやうなことは絶対にないだらうと、文部当局を信頼する次第であります。従つて諮問機関と決定機関との間に於けるところの法文上の表現が多少遺憾だといふことは事実であります。併し只今申しましたように、しばしの文部当局の言明も私共は信じ、本法案に賛成するものであります。私立学校が多年要望しておりました本法案の成立によつて、一面においてはその公共性を保持し、多面においてはその公共性を確保し、而も又国家公共団体助成といふことが、明白な法文的な解釈の上において可能になるということは、誠に慶賀すべきことであると思つておられます。併し尙教育界の現状は、それが民主化され刷新される過程にあるのでありますから、将来より一層国民全体或いは国家行政機関その他が徹底的に民主化されて行く、或いは又その過程が進むにつれて本法案も又改正をしなればならぬと思つておられます。さやうな場合におきましては、文部当局は本法案に固執することなく、虚心坦懷、さやうな情勢に應じた修正を施すことを望んで止まない次第であります。又私立学校におきましても、その自主性がわがままになつたり、非公共的になつたりして、そのためにより一層私学に対する取締規定とか、監督規定を強化しなければならぬなどというやうな輿論が起らないやうに、十分戒心すべきだと思つておられます。苟くも第五十九條において国家公共団体からの公費助成を可能ならしめた限り

は、その点から考へましても、私立学校が将来立派にこの重責を果たすと同時に、国家公共団体が公費を交付しても聊かも惜しくない、同時により一層これを強化すべきであるというやうな議論が、国民各位の間から澎湃として起るやうに相成らねばならぬと思つておられます。私は本法案が成立実施の運びに相成りましたならば、私学はこの線に沿つて、より一層拡充徹底に努力をすると同時に、又国民の代表といたしましての国会におきましても、本年度の追加予算に僅か一億二千数百万円というやうな、而も戦災復興の助成金を貸付けるのだというやうな新たな考へなく、私立学校の財的支援を徹底的に行うと同時に、私立学校の根本法規に盛り込まれた程度における自主性を十分確保して、それが發達助成に協力して頂きたいと思つて次第であります。従つて從來昭和二十一年度の追加予算から引續いて貸付金として、或いは經常費の補助であるとか、戦災復興の助成であるとかといふことで計上せられておつた事実と鑑みまして、政府当局におきましても、かやうな態度を本法案はよつて完全に拂拭して頂きたい。元來經常費の助成を貸付金という名目を出すなどといふことは、全く私学の実情を無視した態度でありまして、經常費の不足が將來私学の負債を増大し、やがてはその政府貸付金の負債によつて、私立学校の運営が不可能になるというやうなことも予想できないわけでもありません。従いまして私は先程述べましたやうな事情から、止むを得ず貸付金というやうな処置をとつておつた政府の態度を、本法案の成立によつて完全にこれを一掃して、これらのものも

交付金にする、将来に亘つても又交付金を増額する、かように相成りましたならば、私立学校の今後の発展も非常に期待せられるものにおもふと思ひます。私はかような希望を、要望を以てしまして、本法案の成立に賛成する次第であります。

○河野正夫君 社会党を代表しまして本法案の討論をいたします。結論を申し上げますと、種々の欠陥があるには拘わらず、又一部の学生諸君の反対運動もあることも了承しておりますけれども、現在の状態においては必要なるものである、こういう認定の下に、本法案に賛成をするものであります。但し最後に述べます四ヶ條の要望事項を持つていふものであります。

最初に申述べて置きたいのは、この法案の立案過程に対して、聊か不当なものがあったといふことでもあります。大学法と称せられ、今日においては、大学管理法か、行政法と言われる国立大学の法案は、多くの論議を惹起した末に、今民主的な立案過程にあると存じますが、これと同じように、私立学校法につきましても、十分に論議を盡し、民主的な立案過程を経ることができたならば、不当な、或いは不要な騒ぎは起らなかったのではないかと、こう思ふのであります。一体に法案は国会で審議せられ、民主的に決定せられるから、立案は秘密裡に行なつてもよいといふことは、民主主義の原則に反するものであります。丁度文部省が大学法の草案と言われる第一次草案を、教育刷新委員会に試案として提出して、世論のこれに対する喚起を俟つたといふことは、結果から見れば極めて賢明な方法であつたのであります。

す。ああいう方法を私学法についても採るべきではなかつたかと思ふのであります。

この私立学校法の今日上程されておる内容を見ますと、一般の意図については十分に了解できるところであります。その私立学校の自主性を高め、公共性を昂揚し、更に助成についての現実的な困難な途を打開しようとする努力した点については、その趣旨を了承するに吝かでないものであります。今立入つて内容について点検いたしますと、所轄庁の権限というふうなものについて、尙監督行政的な臭いが残つておる。いわゆる私学の自主性を高める点については、尙不満があることは事実であります。

例え第五條の第一項の第二号における閉鎖命令のごときは、これはむしろ削除する方が妥当であつたと思ふのであります。が、この際一言して置きたいと思ふのは、世上この私立学校法案に反対する方々が、この点にのみ触れ、更に後に述べるいふ／＼な統制的な面等に触れて、これは却つて私立学校の統制監督を強化するものであると反対している点には、これは法律そのものの御研究が足りないものであらうと、私は思ふのであります。すでに学校教育法によつて、十分に私立学校はいわゆる監督庁によつて監督せらるるだけの法的基礎が置いてあるものであります。それとこの私立学校法における統制監督の規定とを較べてみれば、それは少しくではありますけれども、縮小されておるといふ点において、自主性を高めたいといふことは言ひ得るのではないかと、我々の見解とすれば、これを以て私立学校の

自主性が高まつたのだと、こう主張するといふことについては極めて貧弱である、こう思はざるを得ないのであります。例え学校教育法の第四條の一部分の監督庁の定める事項といつたようなものを削つたとか、乃至は学校教育法の第十四條の不適用を決めたという程度のことであつては、これは真実自主性を高めたとは言ひ得ないと思ふのであります。その他の学校法人の場合におきましても、所轄庁の権限が問題にされることは、例え只今小野委員からのお話がありました助成を受ける学校に対する……、第五十九條の規定であります。これも国民の税金の使ひ方といふことについて、国民が相當に関心を持つという立場から言ふならば、最小限度の監督というこ

とはこれは止むを得ないのみならず、必要であるといふことも言ひ得るのでありますけれども、第五十九條を詳細に点検しますと、政治的にも、又立法技術的にも種々の問題が存して、これでは十分だとは言ひかねる。更にこゝういふことによつて、今までなかつた特殊な監督が強化されるのではないかと、いふふうな誤解を生むことがありはしないかといふことを恐れるのであります。

の規定が第十一條にございますけれども、この推薦団体そのものの民主的な構成と運営とが、何らかの意味において考えられない以上は、徒らに形式的に総数の三分の二以上を占むる団体といふような規定では、真実の意味の審議会委員を推薦するに足る団体であるかどうかといふことは、時と場合で疑わしい場合も生ずるであらうと思ふのであります。特にこの委員のうち理事者だけで……、あの学識経験者を除いては、理事者だけで占められて止むを得ないようになつておつて、理事以外の教員といふような者の発言権が極めて少いといふことは、推薦団体そのものの構成運用の面と相俟つて、検討を要する点ではないかと思ふのであります。

内容の第三は、学校法人の性格であります。これが会社法的な面があるのか、或いは公益法人的な性格を持つてゐるのかといふ点が、いろいろな條文から照らして見て不明瞭であります。更にこの学校法人の中に規定されておる評議員という者の構成につきましても、次官の説明が大臣の説明かによりますると、広く同窓生、学校の職員といふような者をも含むようによつておつたのでありますけれども、併しその法人の職員がどの程度に入り得るか、教員がどの程度に入り得るかといふことは、寄附行為の中に自主的に決定すべきことであると決めてあるために、日本の民主化の現段階において古い伝統といふか、大きな学校はともかくにも、小さな学校においては可なり非民主的な寄附行為の規定がなされておる。評議員の構成において、公正な選出といふか、任命が

できないようになるのではないかと、こゝろ思ふのであります。又評議員会の権限につきましても、意見を聞くといふような第四十二條であつたかと思ひますが、こゝういふことであつて、議決機関でない点があります。寄附行為によつてこれを議決機関とすることができるといふふうな規定がございますが、とにかく評議員会といふものの権限がやはり明確を欠いております。更に又学校法人の解散規定においては、解散の命令をすることができるといふ、最近の立法例によるといふのでありますけれども、成程その後の調査によると、いふ／＼協同組合などにおいても、認可によつて設立したものが、解散命令によつて解散をするといふこともあるのであります。

も、これも最初に申上げた／＼な法的性格の上から疑問があるものであります。むしろこれは解散の命令といふ／＼強硬な言葉を以てするよりも、認可の取消をすることができるとなるべきであると、我々は考へておるのであります。

内容の第四点といたしまして、助成でございますが、この助成について審議会の議を経るのか経ないのか、こゝういふ点について法人の上で明らかになつておりません。当局の御説明によれば、審議会に諮るといふことでもありませんけれども、併しながらもつと親切な法文規定をして置いた方が正しかつたのではないかと、こゝろ思ふのであります。特に第五十九條の問題がこの助成と関連するのでありますけれども、恰かも助成を受ける者は監督するといふのであつて、これが大学教授連合の声明等を見ましても、助成を前提と

するところの統制ということとは、十分に考えなければならぬ問題であり、でき得べくんばもつとこの点を軽くすべきものであつたと思うのであります。

内容の点について意見を申し上げますが、第四に法文の点について申し上げますと、法文の点では、第三十七條理事の代表権の問題、第六十二條の只今申しました解散命令の問題、第六十五條の名称の禁止の問題等につきましても、もう少し明瞭な確かな表現が望ましかつたと、こう思うのであります。その他至るところに、幾つにも解釈されるべきような点が見出されまして、結局速記録によつてその意味を探し当てるという点も多々出て来ておる。立案者の不用意というものが窺えるのであります。

最後に他の法律との関係から考えて見ますと、この私立学校法と合せ論ぜられるところのものに、只今触れまして国立大学に関する大学行政法というふうなものがあるものであります。この大学行政法は国立大学の行政に関する規定でございます。まだ海のものとも山のものとも分つておりませんけれども、大体推測されるところは、大学の行政についての中央機関ばかりでなく、各大学の機関もこれを定め、その民主的な運営について規定するところがあるというものであります。本法案中の私立学校の、特に大学については、その学内の運営については何ら規定するところがないのであります。学校法人としては評議員会等について規定があらますけれども、大学自体の運営については規定がないのでありますけれども、国立大学の運

用が若しも来るべき法案において極めて理想的に、民主的に決定せられるという段階があつたときに、この私立学校法案のみでは、私立大学の民主的な運営について不十分であるという機会が招来されるのではないかと、思うのであります。それらに関連いたしまして、本法案はそれの際に再検討を要するものと我々は考へております。

以上で種々検討した結果を述べたのであります。本法案の企図するところのものは、幾ばくの効果も挙げられておるであろうかという点について振返つて見ますと、自主性を高めるという意味については、先程も触れましたが、僅かに学校教育法の二箇條について、不適用乃至は一部不適用を見るに過ぎないのであります。他は言葉の違ひがあつても、この法案中に採用されておるのであります。ただ学校法人を民法上の財団法人として、やかましい許可や監督というふうなことから抜いて、特殊な法人と規定して監督権限を縮小したという点については、これは自主性を尊重する点で一つの進歩であると思ふのであります。公共性の高揚という目的について申しますと、学校法人の民主化ということについては先程触れたようにまだ十分ではないのであります。更に又私立学校審議会又は私立大学審議会等の構成等についても、まだ真実の公共性を發揮するのには不十分であると思ふのであります。又この法案の目的の第三の点であるところの助成を行い、免税をする途を開くという点についてでございますが、一体我々は先程小野委員も触れられました。憲法第八十九條の解釈の下に、学校教育法或いは教育基本法等

等のコントロールを受けておるのであるが故に、私立学校は当然に国庫の助成を受ける資格があると解釈しておるのであります。この観点から言へば、私立学校法とその意味において作るといふことは必要がないというのが根本的な態度であります。けれども、如何せん現実の動きがそれで動かないといふことに相成りまするならば、例えば小野委員が触れられたように、経常費の貸付金というふうな名目で、僅かにしか出せなかつたときもあり、本年当初においては、文部当局が意図したにも拘らず貸付金が全然計上せられなかつたというふうなことの事情を参酌する場合には、当然この私立学校法案に規定する方向において、何らかの途を開かなければならぬといふことは、止むを得ず賛成を表するものであります。

以上種々検討いたしました。結論といたしまして、いろいろの欠陥があるが改正すべき点があるにも拘らず、その必要性は十分存在するが故に、本法案に対して賛成するものでありますけれども、我々は次の五点について要望を申上げて置きたいのであります。

第一点は、第二章において規定せられるがごとく私立大学に関する事項は、将来大学行政法の審議せられる場合に改善するか、乃至は單行法として提出せらるべきものである。そのように取計らつて頂きたいということでありまして。

第二に私立学校審議会、私立大学審議会の性格や構成が更に民主化され、その権限が明確にされることを将来において企画されんことを希望するものであります。

第三点として、学校法人の役員や評議員の構成の、もつと民主的な権限のもつと明瞭になることを、将来の機会において改正せられんことを要望するものであります。

第四点といたしまして助成金に關してでございますが、先ずその助成金支給の方法について、審議会の議を経るとか、諮問する必要があるまいし、これども、文部当局から直接に各学校にこれが交付せられ、その間において不當な事務費、その他の費用が流れないやうに、十分に目的を達するがごとき方法を以て支給せられるやうな運用を望むものであります。更にその金額におきまして、将来に亘つては、現実の必要を顧慮して、十分に増額を試みる必要があることを痛感するとその点篤と御配慮を願ひたいと思ふのであります。

次に第五十九條の運用につきましても、法文の規定はともかくにも、實際には私立学校法人の自主性を害しない、所轄庁の権限を徒らに提過さないといふふうな、円満な運用を希望するものであります。

第五に所轄庁の問題でございますが、所轄庁は私立学校に關しては、学校教育法の第三十四條、又は第六十四條によつて、大学においては文部大臣、高等学校以下及び特殊学校においては都道府県知事ということが明瞭になつておると思ふのであります。併しながら教育委員会というものが出来た理由を考へて見ると、今までのいわゆる知事の官僚的な教育行政を排除しようといふ点に、その一つの目的があつたと思ふので、この観点を挾めて

行きますならば、これは公立の学校のみならず、私立学校についてもやはり、知事の官僚的な統制の枠を外して行くといふ方向に、教育行政の一般が向つて行かなければならぬと思ふのであります。而も教育委員会が若し理想通りに行われるとするならば、これは民選されたところの人々でありまして、公立に關するのみならず、その地域の住民の子弟が行くところの学校について言うならば、私立学校についても多大の関心を持つておる筈であります。それ故にこれを何故所轄庁が私立学校法案において、高等学校以下については教育委員会としなかつたかといふところに一つの問題点があるものであります。もとより今日の現状を以てするならば、特に財政権を持たない教育委員会の今日における弱体を以てするならば、助成を受けようといふやうな考え方に立つならば、当然これは所轄庁を都道府県知事とすることが有利でありましようけれども、一方教育委員会の本當の民主化と、その融化とを図る考へがあるならば、教育委員会の下に私立学校を所属せしめることは、何ら理論的にも實際的にも問題はないといふ考へ方が成立し得るのであります。

もとより私学の特殊性といふことは考へます。それは丁度都道府県知事の所轄に屬して、審議会その他の方法によつて、私学の特性を活かしながら運営ができると同じであつて、教育委員会の下にあつて、私立学校審議会等を以て、民主的な運営ができるわけでありまして、何らそこに相違はないのであります。大学につきましても、これは将来の問題ですけれども、大学行政法等ができて、中央に公立大学に

開する大学審議会ができるならば、公立大学ばかりでなくして、私立大学も含めて、これを大学審議会の下に統轄することは何ら差支ないところであります。現に大学設置委員会というやうなものは、そういう方向に働いておる、こう考えるものであります。公立の大学の設置についても、私立大学の委員の諸君がこれに干渉しておる現状から言つても、特に最近においては大学設置委員会の手を離して、私立大学審議会に委せる点がこの法案において認められておるくらいであります。が故に、むしろこれは将来の大学審議会というやうな中央のものに所轄庁を委せてもいいのではないか。或いは大学審議会というものが所轄庁としての権限で工合が懸れば、それは執行機関として何らかの形を取るにいたしましても、公立も国立も文部大臣が所轄庁で結構ですが、その運営においては大学審議会に一本建にする。私立大学審議会というものを必要としない。こういうように考えられるのであります。この点については、これは将来の研究を十分に重ねられて、次の改正の時期に結論を出し下されることを要する次第であります。以上五ヶ條の要望を附して本法案に賛成をいたします。

○大隈信幸君 私も簡単に意見を述べさせて頂きます。

結論から申し上げますと、私もこの法案が成立することを希望するものでございます。ただ全幅の賛成というわけには参らないのでありまして、時間的余裕がなかつたために、我々の手によつて我々の希望通りの修正ができなかつたことは遺憾でございますけれども、一方においてその必要性も多くあるという点から考えまして、臨時的な応急的な立法として、私は賛成をするわけであります。

尙い／＼の改正すべき種々の問題については、只今河野委員から詳細な御意見があつたわけでありまして、私も大体それに全幅的に賛成をしておるわけでありまして、細かい点については、私は敢えて重ねて申上げることを選ばないと思ひます。

ただ一つ、これも河野委員がすでに触れられた点ではありますけれども、私立大学の特殊性という問題を一応ここで取上げて見たいと思つておるわけであります。私立学校一般に申して勿論そうでありまして、私立大学が特に日本の民主化におきまして果しました功績というものは、非常に大きいものがあると思ひております。それは慶応、早稲田の歴史をここで提出すまでもなく、一方において官立大学が官僚の牙城として官僚勢力の根拠地となつて来たのに対して、私立大学はその成立の初めから、官僚政治と闘つていつたやうな形において発達して来たわけでありまして、民主主義というものが少くとも官僚政治を打破して行くという一つの大きな課題を担つておると思ひます。以上、日本の民主化におきまして、私立大学の果たした役割は非常に大きかつたのでありまして、又今後においても非常に大きいものがあると思ひ、私は信じて疑わないのであります。でありますから、この私立大学の問題につきましては、この法案におきましても、慎重にこれを考慮すべきであつたと、私は思ふのであります。ところが私が考えておる限りにおきましては、私立大学とそれから高等学校以下、中学、小学、幼稚園といったやうなもの、本質的にその性質が違ふのではないかと、私は思ふのでございます。これはその詳細について申上げるわけではありませんが、そうした性質の違ふものを一つの法案の中に混同して扱うということに対して、私は非常な疑問を持つておるのでございます。法律技術的には、一本にお扱いになることが非常に便利だとは考えられますけれども、これは飽くまで法律技術的な些細な問題でありまして、この私立大学というものの独自の精神とか、学風というものを考えて参ります場合において、そう簡単に法律技術的に一本に扱つてよいから一本に扱つて行くといったやうな態度は、甚だ面白くないと思ひております。でありますから、この私立大学の問題について、我々としても是非この国会において、何らかの修正の方法を考えたいと思つておりましたけれども、先程申上げましたやうに、時間的な関係でできなかつたことを、非常に遺憾とするわけでありまして、通常国会において私の手において、この改正というものを是非やりたいと考えておるわけでありまして、文部当局として、是非その点を十分考慮されまして、私立大学の独自の精神とその特殊な学風というものをよく認識されまして、一方において国立大学の管理法、或いは行政法というものが考えられております関係上、それを脱し合せて、私立大学というものを單行法で扱つて行くこと、全然別個のものとしてその特殊性を認めつつ扱つて行く、こういう方向に文部当局としても努力されんことを希望するのでございます。

下、中学、小学、幼稚園といったやうなもの、本質的にその性質が違ふのではないかと、私は思ふのでございます。これはその詳細について申上げるわけではありませんが、そうした性質の違ふものを一つの法案の中に混同して扱うということに対して、私は非常な疑問を持つておるのでございます。法律技術的には、一本にお扱いになることが非常に便利だとは考えられますけれども、これは飽くまで法律技術的な些細な問題でありまして、この私立大学というものの独自の精神とか、学風というものを考えて参ります場合において、そう簡単に法律技術的に一本に扱つてよいから一本に扱つて行くといったやうな態度は、甚だ面白くないと思ひております。でありますから、この私立大学の問題について、我々としても是非この国会において、何らかの修正の方法を考えたいと思つておりましたけれども、先程申上げましたやうに、時間的な関係でできなかつたことを、非常に遺憾とするわけでありまして、通常国会において私の手において、この改正というものを是非やりたいと考えておるわけでありまして、文部当局として、是非その点を十分考慮されまして、私立大学の独自の精神とその特殊な学風というものをよく認識されまして、一方において国立大学の管理法、或いは行政法というものが考えられております関係上、それを脱し合せて、私立大学というものを單行法で扱つて行くこと、全然別個のものとしてその特殊性を認めつつ扱つて行く、こういう方向に文部当局としても努力されんことを希望するのでございます。

向この法案について、いろいろ先程河野委員からの疑問の点があつたわけでありまして、これが発布の曉には、そういうやうな疑問というものが、そのまま裏に隠されたままで発布されるというところは、非常にこの運営の万全を期す上に面白くないと思ひます。十分国会における質疑応答、そういうものを資料とせられて、これが運営の万全を期するために、十分な解説書といったやうなものをこれに付けられ、各府県にそういうものを配付されるということが、この私立学校法が十分にその目的を達するために必要ではないかと私は思ふのでございます。尙これも先程河野委員が述べられた問題でありますけれども、この私立学校法ができました立案の過程において、これは私が最初の質問のときにいろいろ質問をいたしましたのでありますけれども、当局から満足な答弁が得られなかつたことを、非常に今でも遺憾に思つておるのでありますけれども、その過程においていろいろ問題がありまして、そのために、文部省がそう考えられていたとは思われないのでありますけれども、如何にも文部省が私立学校というものの独自性や或いはその学風というものを、何か非常に軽く扱つておるやうな感じを世間に印象付けたということ、非常に面白くないことであつて、これから文部省がその文部行政を行なつて行く上に、非常に大きな障害になるのではないかと思ふのであります。それでありますから、この法案が採決された後でよろしいのでありますけれども、幸い文部大臣が出席されておられますので、そういう点についても明確なる文部大臣の御意見というものを、我々は伺いたいと思つておるのであります。

向、これは蛇足になりますけれども、この法案が出来ました曉において、若し私立学校というものがこの法案を頼りにして、みづから独立の気風と独自の精神というものの発揚を怠るやうなことがあつては、これは私立学校のために甚だ悲しむべきことであるので、この点は勿論私立学校において、かかることはないと思ふのであります。が、十分に反省すべき問題ではないかと思ふのであります。私は特に私立大学の特殊性という点を尊重いたしまして、それに基くところの新らしい法案の作成ということを強く主張して、それを希望として私はこの法案の通過に賛成する者であります。

○鈴木憲一君 私も簡単に二、三の意見を述べまして本法案に賛成する者であります。

私立学校が戦災に打ちのめされた上に、インフレの波に漂わされて、今の復興に非常に難儀を感じており、経営にも非常に困難を感じておる際に、何か国として国家的な打開の方策を立てるべきだという要望が、各方面に直剣に叫ばれておつたことは、誰でも認めるのであります。このままで放置して置いたならば、その大半が閉鎖したり廃校したりするやうな運命に陥るのであります。これは国としても、その公共性から考えて棄てて置けない重大な問題であります。尙、四千近くの新私立の運命の問題にも係わつておりますので、そういう立場、そういう直接的な私学の運命の下にこの法案が生れた

確なる文部大臣の御意見というものを、我々は伺いたいと思つておるのであります。

向、これは蛇足になりますけれども、この法案が出来ました曉において、若し私立学校というものがこの法案を頼りにして、みづから独立の気風と独自の精神というものの発揚を怠るやうなことがあつては、これは私立学校のために甚だ悲しむべきことであるので、この点は勿論私立学校において、かかることはないと思ふのであります。が、十分に反省すべき問題ではないかと思ふのであります。私は特に私立大学の特殊性という点を尊重いたしまして、それに基くところの新らしい法案の作成ということを強く主張して、それを希望として私はこの法案の通過に賛成する者であります。

○鈴木憲一君 私も簡単に二、三の意見を述べまして本法案に賛成する者であります。

私立学校が戦災に打ちのめされた上に、インフレの波に漂わされて、今の復興に非常に難儀を感じており、経営にも非常に困難を感じておる際に、何か国として国家的な打開の方策を立てるべきだという要望が、各方面に直剣に叫ばれておつたことは、誰でも認めるのであります。このままで放置して置いたならば、その大半が閉鎖したり廃校したりするやうな運命に陥るのであります。これは国としても、その公共性から考えて棄てて置けない重大な問題であります。尙、四千近くの新私立の運命の問題にも係わつておりますので、そういう直接的な私学の運命の下にこの法案が生れた

第八十九條によつていろ／＼の支障があつた。それを打開することができるようになつたことは、私学の助成、興隆の上に非常に喜ばしいことであらうと思うのであります。この点を特にお考えになつて、文部当局が我が国の教育に對して非常な貢獻をし、又將來非

な力を伸べられんことを切に希望して、本案に賛成するのであります。が、又一面私学の自主性を失うような監督権の濫用というようなことのないよう、努めてこの運用に留意せられんことを希望いたしましたして、本案に賛意を表する次第であります。

○委員長(田中耕太郎君) 外に御発言はございませんか。御意見は盡きたようであります。討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。
私立学校法案を議題といたします。
本案を可決することに賛成の方の起立
を乞ひます。

〔起立者多数〕

○委員長(田中耕太郎君) 多数と認め
ます。それでは本案は多数を以て可決
するに決定いたしました。

尙本會議における委員長の口頭報告の内容その他のを、例によりまして処置いたしますことに、御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(田中耕太郎君) さよう取計らうことにいたします。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告

書につき、多数意見者の署名を付することになつておりますから、本法案を可決することに賛成された方は、順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

松野 喜内 佐藤 義詮
三島 通陽 木内キヤウ
大隈 信幸 鈴木 憲一
藤田 芳雄 河崎 ナツ
岩本 月洲 梅原 真隆
堀越 儀郎 河野 正夫
山本 勇造 西田 天香
小野 光洋 若木 勝蔵

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 只今提案

いたしました私立学校法案が可決せられましたことは、文部省の意図しております私立学校発展のために、甚だ喜ばしいことと存じております。つきましては、本委員会におきまして、私立学校行政一般の問題、又本法案運用に關する問題、又将来における必要なる本法案に対する修正の問題、特に私立大学に対する特殊の措置を考慮するという問題、それらについての御意見及び要望がありました。これらにつきましては文部省として今後十分慎重に考慮いたしまして、誤りなきよう善処いたしたいと考えております。

○委員長(田中耕太郎君) これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君
理事 若木 勝蔵君
松野 喜内君
木内キヤウ君
藤田 芳雄君

委員

河崎 ナツ君
河野 正夫君
佐藤 義詮君
小野 光洋君
大隈 信幸君
梅原 真隆君
岩本 月洲君
西田 天香君
堀越 儀郎君
三島 通陽君
山本 勇造君
岩間 正男君
鈴木 憲一君

國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

政府委員

文部事務官(管理局長) 久保田藤麿君

説明員

文部事務官 (管理局庶務課長) 福田 繁君